

文化学園大学大学院研究生規程

(目的)

第1条 文化学園大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第23条の規定に基づき、この規程を定める。

(趣旨)

第2条 本大学院において特定事項に関する研究に従事することを希望する者がいるときは、当該授業科目の担当教員及び当該研究科において適当と認め、本大学院の学生の授業に支障がない場合に限って、研究生として入学を許可することができる。

(入学資格)

第3条

- (1) 研究生として博士前期課程又は修士課程に入学できる者は、各号の一に該当する者とする。
 - ア 修士の学位を有する者
 - イ 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ウ 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (2) 研究生として博士後期課程に入学できる者は、各号の一に該当する者とする。
 - ア 博士の学位を有する者又は博士課程を単位取得満期退学した者
 - イ 外国において、博士の学位に相当する学位を授与された者
 - ウ 本大学院において、博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、次の書類に入学検定料 18,000 円を添えて提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
 - (2) 最終出身校の修了証明書又はこれに相当する証明書・成績証明書
 - (3) 研究計画書（A4判 書式は自由）
 - (4) 履歴書
 - (5) 勤務のある者は所属長の承認書
 - (6) 健康診断書
 - (7) 日本語能力証明書（外国人留学生のみ）
 - (8) 経費支弁保証書（外国人留学生のみ）
- 2 外国人留学生は、文化学園大学・文化学園大学短期大学部 外国人学生・外国人留学生規程に基づく面接を行う。

(願書受付)

第5条 願書の受付期限は、原則として3月20日までとし、後期のみについては7月末日までとする。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は6カ月又は1カ年とする。ただし、研究継続の必要のあるときは、理由を具して願い出、更に1年間に限って延長することができる。

(入学許可)

第7条 研究生の入学は大学院研究科委員会において審査の上、学長が許可する。

(納入学費)

第8条 研究生として入学を許可された者は、次の学費を所定の期日までに納入し、研究生証の交付を受けなければならない。

入学金		76,000円
授業料	6カ月	350,000円
	1カ年	700,000円

(聴講承認)

第9条 研究生指導教員が必要と認め、当該専攻担当教員の承認があるときは研究生に対し、演習実習科目については1科目、講義科目については3科目以内に限り出席を許可することができる。

(単位認定)

第10条 研究生の単位修得の認定及び教育職員免許状施行規則第20条による単位認定は行わない。

(研究証明書付与)

第11条 研究生が相当の研究成果を上げたと認められるときは、学長は大学院研究科委員会の議を経て研究証明書を付与することができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から改定施行する。

(文化女子大学大学院・文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学大学院・文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)